

## 責任準備金検証時の注意点について

番号	項目	質問項目	回答
1	データについて	「基礎データ」、「検証データ」、「検証結果報告データ」とは何か。	「基礎データ」とは、加入員台帳等から基金で作成した責任準備金算定様式によるデータです。 「検証用データ」とは、老齢厚生年金の被保険者記録と連合会の中途脱退者等の記録から連合会で作成したデータです。この両者を連合会で突合して、記録の整合性を確認します。 基金で整合性を図るために、「基礎データ」、「検証用データ」のいずれかを使用して基金にて作成していただくのが「検証結果報告データ」です。なお、「検証結果報告データ」に使用するコードによって、確認書類や事由書が必要となることがあります（なお、確認書類として「被保険者記録照会回答票」を添付する場合は、該当者の全頁を添付してください）。
2	確認書類について(1) 〔添付時の注意〕	再突合時に「検証結果報告データ」を提出する際、添付する確認書類の全てに基金の証明印等が必要か。	確認書類の全てに基金の証明印等が必要というわけではありません。確認書類全体に対して、表紙として「基金名」、「清算人名」、「証明印」が必要となります。 なお、事由書については全て「基金名」、「清算人名」、「証明印」が必要です。
3	確認書類について(2) 〔確認書類の種類〕	被保険者記録と加入員記録が異なり（中途脱退者データを除く）、「検証結果報告データ」で「基礎データ」を使用したい場合、添付する確認書類については、何が有効となるか。	被保険者記録と加入員記録が異なる場合は、被保険者記録が誤りであることを証明できる書類を、基金より提出していただく必要があります。 平成21年3月以前の記録であれば、基金突合（いわゆる全件突合）時の「不一致リスト」、解散等の記録整理時であれば「不突合リスト」のいずれかにおいて、国記録「誤」又は「正誤〇付さず」（訂正せず）となっている該当者のページの写しを添付してください。
4	確認書類について(3) 〔不一致リストの入手〕	平成21年3月以前の基金突合（いわゆる全件突合）時の「不一致リスト」を廃棄してしまい、基金記録が正しいことを証明する審査資料が存在しない場合には、再突合時に添付すべき確認書類をどのようにしたら入手可能か。	管轄の地方厚生局にご相談ください。
5	記録照会について 〔被保険者記録照会回答票対象者リスト〕	責任準備金検証作業の結果を受けて再度、被保険者記録の照会依頼を行いたいが、「被保険者記録照会回答票対象者リスト」のうち「不一致の理由」欄はどう記載すればよいか。	不一致の理由として、①「カット合算がある」、②「脱退一時金・手当金支給確認」、③「事故イ」から選択してください。これら以外の理由により再照会が必要な場合は、④「その他」で具体的な理由を記載してください。

番号	項目	質問項目	回答
6	データ作成について(1) 〔2事業所勤務〕	2事業所以上勤務の者について、「基礎データ」ではどのように作成すればよいか。	当該基金の資格記録期間のみ作成します。なお、被保険者記録データにより被保険者記録カット合算（2以上勤務）の対象者の場合、必ず、「被保険者記録照会回答票」により正しい基金加入員期間を確認してデータ作成してください。なお、責任準備金検証時には、「検証データ」はカット合算された被保険者期間、標準報酬で作成されるため、不突合となりますが、再突合の「検証結果報告データ」を作成する際は、「基礎データ」を使用してください。
7	データ作成について(2) 〔脱退手当金、脱退一時金〕	国の脱退手当金や脱退一時金受給者について、「基礎データ」はどのように作成すればよいか。	脱退手当金等の支給を受けた時点が解散等認可日より前であれば、当該者に係る「基礎データ」は作成せず、後であれば「基礎データ」を作成することになります。なお、「検証データ」は、「被保険者記録」の照会した時点でのデータに基づき作成されているので、その時点で脱退手当金を受給している場合は、解散認可前後に関わらず事故コード「イ02」、「イ03」、「イ04」として作成されてしまいます。解散等認可後に脱退手当金を受給した場合は、検証を手作業で行う必要がありますので、「被保険者記録照会回答票」を添付してください。
8	データ作成について(3) 〔事故イ06〕	突合処理において事故コード「イ06」で、不突合となった。連合会に被保険者記録の再照会を行ったところ、「被保険者記録照会回答票」で喪失年月日の情報が確認できなかった。このような場合、「基礎データ」はどのように作成すればよいか。	管轄の地方厚生局に問い合わせを行ってください。その上で国が被保険者記録を訂正しない場合は、確認書類に事象を説明した「事由書」、「加入員台帳の写し」、「被保険者記録照会回答票」を確認書類として提出してください。また、国が被保険者記録の修正を行った場合は、修正後の「被保険者記録照会回答票」を確認書類として添付してください。
9	データ作成について(4) 〔死亡年月日の証明〕	基金では死亡者としていたが、被保険者記録では死亡を確認できない。このような者はどのように取り扱うか。	死亡の年月日を証明できる公的書類（「住民票」・「戸籍抄本、謄本」の写し、「住基ネットでの情報提供」、「住所情報提供」による死亡情報のいずれか）の添付が必要です。前記の書類が入手不可能な場合は、生存者として取り扱うこととなります。
10	データ作成について(5) 〔未統合の基礎年金番号〕	再突合時に、被保険者記録で基礎年金番号に統合されておらず複数の番号で管理されている同一人の記録については、「基礎データ」、「検証結果報告データ」をどのように作成すればよいか。	記録整理時に国へ統合の依頼をするのが理想的ですが、統合処理には本人への確認が必要なため、処理完了には時間を要するものと思われます。番号をいずれか一つ任意で選択した上で、「基礎データ」、「検証結果報告データ」を作成し、確認書類として全ての番号の「被保険者記録照会回答票」を添付するようお願いいたします。
11	データ作成について(6) 〔法第75条期間〕	「被保険者記録照会回答票」に75条期間がある者について、「基礎データ」はどのように作成すればよいか。	「75条期間」とは、厚生年金保険には加入しているが、保険料を支払っていなかった期間のことであり、この間の記録に関しては年金額には反映されないというものです。そのため、「基礎データ」においては、75条期間にある加入期間、標準報酬等を除いて作成してください。

番号	項目	質問項目	回答
12	中途脱退者データについて(1) 〔申請前突合の事故イ03〕	連合会に移換した中途脱退者で、記録整備時の被保険者記録照会において、事故コード「イ03」と回答があった者について、申請前（事前）突合時に「基礎データ」を作成する必要はあるのか。	申請前（事前）突合用の中途脱退者の「基礎データ」は、作成してください。連合会で申請前（事前）突合を行った際に、一度は事故となりますが、申請後（本）突合においては、「検証データ」が作成されなくなります。なお、中途脱退者以外の「事故イ」対象者については、申請前（事前）突合時にデータ作成を行わないでください。
13	中途脱退者データについて(2) 〔申請後突合の事故イ03〕	申請前（事前）突合時に、事故コード「イ03」となった中途脱退者については、申請後（本）突合時にどのように取り扱うか。	申請前（事前）突合時に事故コード「イ03」となった中途脱退者については、申請後（本）突合時には、「基礎データ」から削除したうえで、提出してください。なお、それ以外の事故コードの場合は、申請前突合前の記録整備時において「被保険者記録再照会」を行ったか、「被保険者記録照会回答票」の内容と「基礎データ」の内容に齟齬がないかについて確認してください。
14	中途脱退者データについて(3) 〔検証データの作成ルール〕	突合時に「検証データ」の「中途脱退者データ」の交付年月が異なるケースや、再加入の事実があるが「検証データ」に「再加入データ」が作成されていないケースがある。なぜ相違しているのか。	連合会においては中脱・再加入を繰り返している者の記録を保持していないため、「検証データ」では資格喪失から4か月後、取得後から2か月後に交付があったものとしてデータ作成しており、実際の交付年月と相違していることがあります。「基礎データ」が正しい場合は、「検証結果報告データ」において「基礎データ」使用を選んでいただき、「支給義務移転等受理通知書」、「現価相当額交付書」、「積立金等移換申出書」等交付年月日を証明できる確認書類を添付してください。
15	中途脱退者データについて(4) 〔中脱遅れ申出〕	記録整理の際、移換が漏れていた者を解散認可後に申し出たが、データはどのように作成すればよいか。	解散認可年月日以降に現価相当額の移換交付が行われている場合は、解散認可年月日の前日に交付があったものとして「基礎データ」を作成してください。
16	中途脱退者データについて(5) 〔中途者記録提供〕	将来返上後に中脱申し出た者について、「中途脱退者データ」に「検証データ」が作成されている。この者については代行年金相当額はなく、記録整備の対象外ではないのか。	誠に申し訳ありませんが、「検証データ」の作成誤りです。「基礎データ」は作成せず、「検証結果報告データ」は「検証データ」を使用しないで、確認書として「将来返上後の中途脱退者」である旨を記載した事由書を添付してください。
17	中途脱退者データについて(6) 〔養育特例期間〕	連合会へ申し出した中途脱退者について養育特例により標準報酬月額が従前標準報酬月額とみなされる者であったことが判明した場合に、当該者の中脱移換現価の元となる年金額はどのように計算するのか。 (高い方である従前標準報酬月額を用いるのか。)	養育特例により標準報酬月額とみなされた従前標準報酬月額を用いて計算することになります。

番号	項目	質問項目	回答
18	中途脱退者データについて(7) 〔受給者の記録重複〕	基金の受給者である者について、連合会にも中途脱退記録があり、受給者となっていることが判明した。どのように取り扱うべきか。	基金規約上中途脱退とならない者については、全ての記録が基金の受給者となりますので、「再加入交付申出書」、「移転移換申出書」又は「取消届」のいずれかを当該者の事象にあわせて選択し、連合会に提出してください（未裁定者についても同様です）。 基金規約上中途脱退者となる者については、基金での加入記録を取消してください（連合会への移換も必要な場合は連合会へ必要な手続を行ってください）。 なお、受給者につきましては過払いが発生いたしますので、基金より十分な説明をお願いいたします。 「基礎データ」については上記の判定に従って作成することとなります。
19	再加入者データについて(1) 〔再加入者の記録訂正〕	突合時に、企業年金連合会に中脱した後、既に再加入済となっている者の記録について、資格記録や基本項目に誤りがあることが判明した。どのように手続きすればよいか。	資格記録の訂正については、該当者が中途脱退者の状態であれば、訂正届により訂正できませんが、過去に連合会に移換され、既に再加入交付されている者については訂正ができません。（基礎年金番号、氏名等の基本項目は訂正できます。） そのため、「被保険者記録照会回答票」と「加入員台帳」を確認書類として添付してください。
20	再加入者データについて(2) 〔中脱申出漏れ期間〕	資格記録において複数回、資格取得から喪失までを繰り返している加入員がいるが、その中の一部の資格取得から喪失までの期間を中脱申出することを忘れていた。最終的には再加入して全期間について基金に支給義務がある者だが、この場合、再加入者データについては、実際に中脱申出しなかった期間も含めてデータ作成するのか。	実際に中脱申出をしていない資格取得から喪失の期間については、再加入者データから除外してデータ作成してください。
21	代行年金額データについて(1) 〔代行年金額データ作成対象者〕	「基礎データ」の「代行年金額データ」にデータ作成することとなる対象者であるかどうかは、どのように判断すればよいか。	「被保険者記録」の回答データに「老齢厚生年金（旧法、特別支給の老齢厚生年金を含む）」の受給権発生年月がある者、及び厚生年金保険法にて、老齢厚生年金等の受給権発生要件を満たしている者（受給待期者）について作成してください。
22	代行年金額データについて(2) 〔代行年金額データ作成ルール〕	「検証データ」で「代行年金額データ」が作成されるべき者についてのデータが提供されないのはなぜか。 基金では受給権者であるため、「基礎データ」に「代行年金額データ」を作成したところ、代行年金額番号不一致の事故となっている。	さまざまな原因が考えられます。 ①事故イの可能性がある ②老齢厚生年金受給要件（被保険者記録が240月（生年月日により読み替え）等）を満たしていない ③老齢厚生年金の受給権発生前に基金期間を有していない などです。

番号	項目	質問項目	回答
23	代行年金額データについて(3) 〔代行年金額データ(検証データ)の作成ルール〕	「代行年金額データ」について「検証データ」との番号不一致が大量に出力された。確認したところ、エラーとなっているのは中途脱退者であることが判明した。「検証データ」の「代行年金額データ」になぜ中途脱退者が含まれるのか。	「検証データ」の「代行年金額データ」の抽出において、基金・連合会のどちらが当該者の支給義務を負っているか厳密に判定できないため、中途脱退者についても「代行年金額データ」が作成されるという事象が生じます。そのような場合は、「検証結果報告データ」の作成において事由コード「46 中脱者」を使用してください。なお、この場合の確認書類の提出は不要です。
24	代行年金額データについて(4) 〔障害年金受給者〕	被保険者記録において、障害年金(旧法含む)の受給権が発生している者に対して、代行年金額データを作成してもよいか。	障害年金を受給している者において、必ずしも老齢厚生年金の支給要件を満たしているとは限りませんので、被保険者記録において老齢厚生年金(旧法、特別支給の老齢厚生年金を含む)の加入期間、支給開始年月の要件が満たされているかを確認してデータ作成してください。
25	代行年金額データについて(5) 〔共済年金被保険者期間〕	共済年金加入期間を含めて、受給要件を満たしているかの確認を行いたい。連合会から共済年金や国民年金の加入記録の提供を受けることはできないか。	被保険者記録に関しては、日本年金機構から連合会を経由して基金に情報を提供しておりますので、日本年金機構からの提供されない情報については、基金へ提供することができません。また、共済年金の加入記録につきましては、日本年金機構においても、また地方厚生局においても把握されておりませんので、対象者ご本人に直接問い合わせください。
26	代行年金額データについて(6) 〔厚生年金受給権者の年金額改定〕	老齢厚生年金の受給権者である加入者が、資格喪失後1カ月以内に新たに厚生年金保険の被保険者となり、資格を喪失していない場合、厚生年金保険では年金額改定が行われない。当該者については、どのように「基礎データ」の「代行年金額データ」を作成すればよいか。	当該者については、老齢厚生年金の年金額改定と同様、「代行年金額データ」は作成しません。
27	代行年金額データについて(7) 〔厚生年金受給権者の同月得喪失〕	60歳(受給開始年齢)以降に当基金に加入後、同月で資格喪失した者については、基金は同月得喪により加入員となっていない。国では加入期間1ヶ月となっているが、「基礎データ」の「代行年金額データ」にこの期間を作成する必要があるか。	該当者については基金加入員でなかったとみなされるため、「代行年金額データ」は作成しません。
28	代行年金額データについて(7) 〔連合会の再加入失権者〕	連合会の受給者である中途脱退者であった者が基金に再加入し、その後基金の受給者となった場合の「代行年金額データ」の支給開始はいつになるのか。	再加入した日の属する月までは連合会で支給することとなるため、「代行年金額データ」の支給開始は再加入した月の翌月となります。連合会の受給権が再加入により失権になった者は、失権当時連合会より送付した「受給権者明細書」で確認することができます。

番号	項目	質問項目	回答
29	スケジュール等について(1) 〔解散等認可年度が属する年度の離婚分割移換金〕	離婚分割移換金の納付を行ったが、連合会へ連絡する必要があるか。早く処理してもらえるようなことがあるか。	離婚分割移換金の納付状況については厚生労働省より連合会に情報提供があるため、基金から連合会へ連絡していただく必要はありません。処理の時期を早めるような取扱いはありません。
30	スケジュール等について(2) 〔責任準備金の計算方法の変更〕	申請後(本)突合時で採用した責任準備金の計算方法(8号方式、みなし7号方式等)で責任準備金を確定させる予定だったが、再突合時にこれを変更することはできないか。	再突合時に計算方法を変更する場合は、変更後の計算方法で申請後(本)突合から責任準備金検証作業をやり直すこととなります。詳細に関しては総幹事会社にご相談ください。
31	スケジュール等について(3) 〔申請後突合の再実施〕	責任準備金検証においては、申請後(本)突合の後は再突合に進むというスケジュールになっているが、再突合時の「検証結果報告データ」への入力及び確認書類の添付等を極力少なくするため、再度申請後(本)突合を行いたい。それにはどのような手続きが必要か。	特別な手続き等はございません。総幹事会社を通じて、連合会にその旨ご連絡ください。